

(5) 苦情申立て事例5 (市の業務に不備の無かったもの)

苦情申立て対象機関	総務局資産税課
苦情申立ての内容	<p>平成 29 年度の土地における前年度課税標準額の内訳について、平成 30 年度固定資産税納税通知書の記載額と平成 29 年度固定資産税納税通知書の記載額が異なる理由を担当課に問い合わせたが、十分な説明がない。</p> <p>また、固定資産課税明細書には「前年度」固定資産税課税標準額を記載するとあるのに、平成 29 年度固定資産税課税標準額の記載額を一致させない担当課の対応は、固定資産課税明細書の記載と整合しないものである。</p>
調査結果等	<p>1 調査事項</p> <p>オンブズマンは、苦情申立人との面談及び提出資料の各内容を踏まえて、明石市法令遵守の推進等に関する条例によりオンブズマンの調査の対象とすることが認められている以下の事項を中心に調査することとした。</p> <p>①固定資産課税明細書に記載された平成 29 年度の固定資産税課税標準額が昨年度と今年度とで異なる理由</p> <p>②固定資産税納税通知書の記載内容について市民から問い合わせがある場合、算定根拠や算定根拠への適用等をどの程度まで説明しているのか</p> <p>2 担当課からの聴き取り内容</p> <p>(1) 前回のオンブズマン申立ての経緯</p> <p>ア 平成 27 年度固定資産税においては、電算システム上年度途中で路線価のない土地に路線価を付せないことから、無道路地補正等を行って、本件土地の固定資産評価を低くする措置を講じた。</p> <p>イ 担当課は、無道路地補正と併せ、通路開設補正をして税額を更正したところ、苦情申立人から採用路線について疑義があるとの申し入れがあり、担当課は苦情申立人の指摘を踏まえ、改めて税額を更正した。</p> <p>ウ 無道路地補正等による税額の払い過ぎについて、担当課は地方税法に従い、5 年間分を返還した。ところが、苦情申立人は明石市固定資産税等課税誤りによる返還金支払要綱による 20 年間分の返還を主張し、オンブズマン申立てに至った。</p> <p>(2) 平成 30 年度の評価替え</p> <p>ア 進入路がある本件土地に適切な路線価を設定すべきであったことから、担当課は評価替えに当たって路線価を付し、無道路地補正等を外した。</p>

	<p>イ 本件土地の建物については、本件土地の進入路が狭く、擁壁が存在するなどの事情から、建築安全基準を充足せず、建替えが不可能であることが検討の結果判明した。このため、本件土地については建築不可補正をして評価見直しを行った。</p> <p>(3) 平成 30 年 5 月 18 日の担当課の対応について</p> <p>ア 担当課は、来庁した苦情申立人から本件土地の評価内容について説明を求められた。担当課は、苦情申立人に対し、路線を表示した地籍地番図、路線価要因データ、路線価比準表を示しながら、路線価に建築不可補正、間口狭小補正、奥行長大補正を適用し平米単価に応じて評価額を算出していることを説明した。また、路線価を算定した根拠について、主要な街路と比較し、道路は各種の格差がそれぞれ生じており、主要な街路の路線価格差を乗じて得た額に百円未満切り捨てをして計算していることを説明した。</p> <p>イ 苦情申立人から使用路線はいつから付設されているか質問があり、担当課は平成 30 年度に新設し、平成 30 年の評価替えて用いている旨を回答した。</p> <p>ウ 苦情申立人から、平成 30 年度納税通知書に記載されている前年度課税標準額について、平成 29 年度納税通知書に記載の課税標準額と異なる旨の指摘があった。担当課は、前年度課税標準額は、過去からの再計算により算出される額であることを説明したが、苦情申立人は、前年度課税標準額は平成 29 年度の課税標準額であるべきと主張し、納税通知書の訂正を要求した。</p> <p>(4) 同年 5 月 28 日の担当課の対応</p> <p>ア 担当課から、苦情申立人に対して架電し、納税通知書の訂正の要求には応じられない旨回答した。</p> <p>イ 苦情申立人は、担当課の回答に対し、納税通知書の「課税明細の説明（土地）②」（8 頁）にある「前年度固定資産税課税標準額」を記載しているとの説明に従った対応でないと批判した。</p> <p>ウ 担当課は、苦情申立人の批判に対し、①前年度課税標準額の記載の一致を貫くのであれば、平成 29 年度の内容を修正して増額すべきことになること、②申立人の主張どおり前年度課税標準の記載を訂正するのであれば負担調整の計算が変わり税額に齟齬が生じること、③前年度課税標準額の意義については地方税法附則第 17 条及び第 18 条に規定されていることを説明した。</p>
--	---

	<p>エ 苦情申立人は、担当課の説明①に対し、市が強硬な策に出るのであれば増額して構わない、②に対し、負担調整の計算により税額まで変わることを知らなかった、③に対し、納税通知書 8 頁の記載では納税者に対する説明として不十分であり補足文書を同封すべきであることなどと批判した。</p> <p>オ 担当課が、苦情申立人に対し、前年度課税標準額を変えると税額が数百円程度下がる見込みとなることを説明すると、苦情申立人は、審査請求等の不服申立てをしないし、手書きでも構わないので訂正の納税通知書を送るよう要望した。担当課が苦情申立人の要望に応じない場合、納付を拒否し、不服審査を行うことを主張した。</p> <p>(5) 同年 5 月 29 日の担当課の応対 苦情申立人から前年度課税標準額を変えた場合の具体的な税額について質問があったが、担当課は、仮定の額であり回答できないこと、手書きであっても訂正には応じられないことを伝えた。</p> <p>(6) 同年 5 月 31 日及び 6 月 4 日の担当課の応対 担当課は、同年 5 月 31 日、苦情申立人に個人情報開示請求された路線価図及び路線価要因の開示を決定したことを連絡し、同年 6 月 4 日に交付した。</p> <p>3 オンブズマンの見解</p> <p>(1) 固定資産税の課税処分に対する不服は、本来、固定資産税評価審査委員会への審査申出、審査請求及び抗告訴訟によって処理されるべきであると解されるから、本件における調査対象は、苦情申立人に対する担当課の対応が適切妥当であったかどうかに限られると思料する（なお、念のためオンブズマンは、前記各不服申立ての手続には申出及び出訴期間の制限があることを繰り返し説明したが、苦情申立人は前記手続を取らない意思を明確に表示した。）。</p> <p>(2) ただし、苦情申立人所有土地に係る平成 30 年度の固定資産税課税証明書に記載された平成 29 年度の固定資産税課税標準額が昨年度と今年度で異なる理由についても、それが本件苦情申立ての端緒ないし遠因となったものであることから一応調査することとし、担当職員から事情を聴取した。その結果は、前記 2 (2) (3) 記載のとおりであるところ、この調査結果によれば、これらの処理方法を取った担当課の判断は相応の合理的根拠に基づくものと認められ、少なくとも一見して明らかな法令違反までは認められないというべきである。し</p>
--	---

	<p>たがって、オンブズマンとしては、平成 30 年度の固定資産税課税証明書に記載された平成 29 年度の固定資産税課税標準額が昨年度と今年度で異なっている点につき、市に何らかの責任を認めることはできない。</p> <p>(3) そこで、苦情申立人に対する担当課の対応が適切妥当であったかについて検討するに、担当課は、前記 2 (3)ないし(6)記載のとおり、苦情申立人に対応したと説明しているところ、これらの説明は論旨が明快であり、かつ内容も一貫していて変遷も見られないところからして十分信用性があるといえる。これに照らすと、苦情申立人の「苦情申立人が、担当課に対し、平成 29 年度の固定資産税課税標準額が異なる理由の説明を求めると、『法律に基づいて算定した結果である。』と述べるのみであった。」との主張は採用し難いというほかはない。</p> <p>(4) そうすると、担当課は、苦情申立人に対し、本年 5 月 18 日には面談の上で具体的な資料等を示しながら口頭で前記 2 (3)記載のとおり説明し、同月 28 日には電話してきた苦情申立人に対し、前記 2 (4)記載のとおり説明していることが認められる。そして、これらの説明は、その内容量からしても相当の時間を要したことが推認される。さらに、担当課は、同月 29 日における苦情申立人からの要求には前記 2 (5)記載のとおり対応し、その後も、担当課は、前記 2 (6)記載のとおり、同月 31 日、苦情申立人から個人情報開示請求された路線価図及び路線価要因の開示を決定したことを苦情申立人に連絡し、同年 6 月 4 日にこれらの資料を交付したことが認められる。</p> <p>(5) 以上認定のとおりであって、担当課は、苦情申立人からの質問等に対し、合計 4 度にわたり、対応の時間を取って説明し、資料等も交付していることが認められる。このような苦情申立人に対する担当課の対応について、これを不十分であったと認めることはできない。担当課の対応が特段不合理であると認めるに足りる事情は見当たらない。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	
苦情申立ての受付年月日	2018年(平成30年)7月18日	要した日数
市の機関への調査年月日	2018年(平成30年)8月 1日	14日間
調査結果通知年月日	2018年(平成30年)9月28日	72日間